

湯沢市建設工事等競争入札心得 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>(入札の辞退)</p> <p>第6 指名競争入札において入札参加者は、入札の執行の完了(落札者の決定)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。</p> <p>2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札の執行前にあつては、入札辞退届を入札執行前に持参又は郵送により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければなりません。 _____ _____ _____</p> <p>(無効の入札)</p> <p>第11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 記名押印を欠く入札(電子入札による入札にあつては、市長が別に定める方法による記名押印に相当する電磁的記録の記録のないもの)</p>	<p>(入札の辞退)</p> <p>第6 指名競争入札において入札参加者は、入札の執行の完了(落札者の決定)に至るまでは、いつでも入札を辞退することができます。</p> <p>2 入札参加者は、入札を辞退するときは、入札の執行前にあつては、入札辞退届を入札執行前に持参又は郵送により提出し、入札執行中にあつては、入札辞退届又はその旨を明記した入札書を入札執行者に直接提出しなければなりません。<u>なお、辞退届を提出した後、辞退届の撤回(同一入札案件に参加すること)はできません。</u></p> <p>(無効の入札)</p> <p>第11 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p>(8) 記名押印を欠く入札(電子入札による入札にあつては、市長が別に定める方法による記名押印に相当する電磁的記録の記録がないもの)</p>